

社会福祉法人恵徳会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年2月1日～2027年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標

全職員の有給休暇取得率 65%を 70%以上にする。

- 2024年1月31日時点での取得率は65%となっている。
2024年3月18日ホームページへ掲載。

<実施時期・取組内容>

- 2024年2月～ 管理職が率先して有給休暇を取得できるよう、業務の削減案を検討する。
- 2025年4月～ 削減する業務を決定し、実際に削減への取組を開始する。
- 2026年4月～ 部門ごとの有給休暇取得率を幹部会議等で公表することにより全職員で共有し取得率向上に努める。
- 2027年4月～ 有給休暇の取得率が低い部門に、施設長が面談を実施し取得率向上を促す。